山口県告示第三百二十号

安林の指定を次のとおり解除する予定である。

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、

Щ

公安委規程

公安委公告

般競争入札の実施

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程

П

選管告示

公安委規則

不在者投票のできる身体障害者支援施設の指定に関する告示の一部改正.....

県営豊関地区広域営農団地農道整備事業変更計画書の縦覧 (農村整備課)

土地改良区清算人の届出 (農村整備課).....

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (商政課)

解除予定保安林 (萩市) (森林整備課)

目

毎週火・金曜日発行

8月7日

平成 21 年 (金曜日)

平成二十一年八月七日

萩市大字佐々並字新茶屋一三八の五九、

一三八の六〇、一三八の六九、一三八の七

山口県知事

井

関

成

解除予定保安林の所在場所

Ξ

保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

四から一三八の七八まで、一三八の八二、一三八の八四、字焼ケ谷二二六一の三

解除の理由 道路用地とするため



(二四九)被災者生活再建支援法の政令で定める自然災害

再建支援法 (平成十年法律第六十六号) 第二条第二号の政令で定める自然災害に該当し 平成二十一年七月二十一日の大雨により発生した次の区域に係る災害は、 被災者生活

平成二十一年八月七日

山口県知事 = 井 関 成

防府市の区域

七

七

(二五〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

二十一年三月十三日山口県公告 (八四) に係る大規模小売店舗について次のとおり周南 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、 平成

市から意見を聴きました。 に供します。 政課並びに周南市産業観光部産業政策課及び周南市新南陽総合支所において公衆の縦覧 当該意見は、平成二十一年八月七日から同年九月七日までの間、山口県商工労働部商

平成二十一年八月七日

保

山口県知事 井

関

成

大規模小売店舗の名称及び所在地

県営豊関地区広域営農団地農道整備事業の事業計画を変更したので、同条第六項におい

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、

山口県公安委員会規則第九号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する

平成二十一年八月七日

Щ П

県 公

安

委

員 会

(二五二) 県営豊関地区広域営農団地農道整備事業変更計画書の縦覧

て準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年八月七日

山口県知事

=

井

関

成

第三条第一項第一号中「警衛列」の下に「又は警護列」

を加え、

同項第二号ヌ中

山口県道路交通規則(昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号)

の一部を次のよう

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

2080 号

所在地

意見の概要

称

周南市道源町八番二〇号

ホーム センタージュンテンドー 周南店

特に配慮を求める事項はない。

Ξ

縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

平成二十一年八月十日から同月三十一日まで

縦覧の期間

縦覧に供する書類

県営豊関地区広域営農団地農道整備事業変更計画書の写し

_

届出がありました。 法第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり清算人の氏名及び住所の 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第六十八条第四項において準用する同

(二五一) 土地改良区の清算人の氏名及び住所の届出

平成二十一年八月七日

就任した清算人

土地改良区の名称

氏

名

住

所

平成二十一年八月七日

山口県知事

_

井

関

成

山口県選挙管理委員会告示第六十七号

管理委員会告示第六号)の一部を次のように改正する。

不在者投票のできる身体障害者支援施設の指定に関する告示 (平成十九年山口県選挙

改良区 大津郡三隅町三隅土地 田中

芳人

長門市三隅上四六四七

祐治 和夫 三隅下一四 三〇九九

設緑風園」を「障害者支援施設緑風園」に、「身体障害者療護施設湯免清風園」を「障

「身体障害者療護施設鼓澄苑」を「障害者支援施設鼓澄

身体障害者療護施設高嶺園」を「障害者支援施設高嶺園」に、「身体障害者療護施

山口県選挙管理委員会委員長

上

符

正

顕

苑」に、「身体障害者療護施設誘楽園」を「障害者支援施設誘楽園」に改める。

害者支援施設湯免清風園」に、

勇 三隅中一二四四 " 三隅下二九五五 一九九三の二

和夫 三隅上三八三九

П

Щ

三隅下九五五

三隅中五八三

松野

修治

孝雄

視覚障害

級から三級まで及び四級の

障

害

ത

X

分

宔

ത

程

度

県

- | ヌ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法|「リ」を「ヌ」に改め、同号中ヌをルとし、リの次に次のように加える。
- 第三条第一項第三号ニを次のように改める。

律第百十二号)第百五十五条第一項に規定する緊急通行車両

二 交通の取締り、犯罪の捜査、警備活動その他の警察活動に伴い停止を求められ

ている車両

第一号様式の三」に改め、同号中ホをワとし、二の次に次のように加える。困難な者又は」を削り、「若しくは」を「又は」に、「別記第一号様式の二」を「別記(昭和二十四年法律第二百八十三号)に基づく身体障害者手帳の交付を受けている歩行第三条第一項第三号中ト及びチを削り、へをカとし、同号ホ中「身体障害者福祉法

- ホ 前号イから八まで及びホからヌまでに掲げる車両
- で、駐車禁止除外指定車標章(別記第一号様式の二)を掲示しているものへ 医師又は歯科医師の往診のため使用中の車両(前号八に掲げるものを除く。)
- 車禁止除外指定車標章 (別記第一号様式の二)を掲示しているものト 執行官が行う裁判官又は裁判所の発する令状の執行のため使用中の車両で、駐
- (別記第一号様式の二)を掲示しているもの 郵便物の集配又は電報の配達のため使用中の車両で、駐車禁止除外指定車標章
- 車禁止除外指定車標章(別記第一号様式の二)を掲示しているものの形状の欄に「患者輸送車」又は「車いす移動車」と記載されている車両で、駐リ 道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)による自動車検査証の車体
- 含む。)を掲示しているもの (別記第一号様式の三。他の都道府県公安委員会の交付に係る同一様式のものをで第十五号)別表第五号に定める障害の等級をいう。)に該当する障害を二以上有者(以下「重度身体障害者」という。)又は同表の上欄に掲げる障害を二以上有者(以下「重度身体障害者」という。)又は同表の上欄に掲げる障害を二以上有者(以下「重度身体障害者」という。)又は同表の上欄に掲げる障害を言といるでのでのでで、駐車禁止除外指定車標章を利用表の下欄に掲げる等級(身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省でお同表の下欄に掲げる等級(昭和二十四年法律第二百八十三号)に基づく身体障害者手をおいるもの。)を掲示しているもの

Щ

П

聴	聴覚障害		二級及び三級
平	平衡機能障害		三級
支	肢		一級並びに二級の一及び二
体 月	下 肢		一級から四級まで
不	体幹		一級から三級まで
自自	非進行性の脳病乳幼児期以前の	上肢機能	がある場合を除く。) 一級及び二級(二級にあつては一上肢のみに運動機能障害
þ	能障害変による運動機	移動機能	一級から四級まで
心臓	心臓機能障害		一級及び三級
ا د	じん臓機能障害		一級及び三級
呼吸	呼吸器機能障害		一級及び三級
ぼう	ぼうこう又は直腸の機能障害	能障害	一級及び三級
小	小腸機能障害		一級及び三級
疫ヒ	疫機能障害 とりイルスによる免	による免	一級から三級まで

- のを含む。)を掲示しているもののを含む。)を掲示しているもののを含む。)を掲示しているものが現に使用中の車両で、駐車禁止除外指定車項に定める一級の障害を有するものが現に使用中の車両で、駐車禁止除外指定車神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第百五十五号)第六条第三に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精ル、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)
- 表第一号表の二に定める重度障害の程度をいう。)に該当する障害を有する者でれ同表の下欄に掲げる重度障害の程度(恩給法(大正十二年法律第四十八号)別の交付を受けている者のうち、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞ2 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)に基づく戦傷病者手帳2

報

県

Щ

式のものを含む。) を掲示しているもの 指定車標章 (別記第一号様式の三。他の都道府県公安委員会の交付に係る同一様 あつて、歩行困難であると認められるものが現に使用中の車両で、駐車禁止除外

														1
	障	害	の	X	分		重	度	障	害	0	程	度	
視	視覚障害	Ä				特別	項症か	ら第四	特別項症から第四項症まで					
聴	聴覚障害	Ď				特別	項症か	ら第四	特別項症から第四項症まで					
平	機能	平衡機能障害				特別	項症か	ら第四	特別項症から第四項症まで					
b 肢	上肢	IJΧ				特別	項症か	ら第三	特別項症から第三項症まで					
自不体	下肢	IJΧ				特別	項症か	ら第三	特別項症から第三項症まで					
由自	体幹	+ T				特別	項症か	ら第四	特別項症から第四項症まで					
心	機能	心臓機能障害				特別	項症か	ら第三時	特別項症から第三項症まで					
ľ	臓機	ん臓機能障害	害			特別	項症か	ら第三	特別項症から第三項症まで	_				
呼	器機	呼吸器機能障害	害			特別	項症か	ら第三	特別項症から第三項症まで	_				
ぼ	うこう	文は	直腸の	ぼうこう又は直腸の機能障害	障 害	特別	項症か	ら第三	特別項症から第三項症まで	_				
小皿	機能	小腸機能障害				特別	項症か	ら第三	特別項症から第三項症まで					

らチまで若しくは同項第四号ハ」を「同項第三号へからカまで」に改め、同条第三項中 同項第三号を削る。 号八を削り、同条第二項中「前項第二号ヌ」を「前項第二号ル」に、「同項第三号ホか 「ガラス左側」を削り、 第三条第一項第四号イ中「リ」を「ヌ」に改め、同号ロ中「八」を「二」に改め、同 同項第二号中「第一項第三号ホ又はへ」を「第一項第三号へから力まで」に改め、 同項第一号中「第一項第二号ヌ」を「第一項第二号ル」に改

第七条第二項を次のように改める。

の許可の申請にあつては、 警察署長は、 前項の許可の申請が次の各号のいずれにも(法第四十九条の二第五項 第一号イを除く。)該当する場合でなければ、 同項の許可

をしてはならない。

- 駐車しようとする日時が、次のいずれにも該当するものであること。
- 当該駐車により交通の危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこ
- ないこと。 当該駐車に係る用務の目的を達成するため必要な時間を超えて駐車するもので
- 駐車しようとする場所が、次のいずれにも該当するものであること。
- よる交通の規制のみが実施されている場所であること 駐車禁止の道路標識等による交通の規制及び時間制限駐車区間の道路標識等に
- 当該駐車により交通の危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこ

П

- 三 駐車に係る用務が、次のいずれにも該当するものであること。
- 用務であること。 車両以外の交通手段では、その目的を達成することが著しく困難と認められる
- 法第七十七条第一項各号に規定する行為を伴う用務でないこと。
- られること。 駐車が禁止されていない道路の部分が存在せず、又はこれらの利用が不可能と認め 駐車しようとする場所について、次に掲げる場所に路外駐車場、路上駐車場及び
- は、用務先に近接する場所 貨物の積卸しのため用務先に近接する場所に駐車する必要がある車両にあつて
- 第十一条第八号中「(昭和二十六年法律第百八十五号)」を削る。 イに掲げる車両以外の車両にあつては、 用務先から百メートル以内の場所

別記第一号様式の表中 重單 行車 緋緋 뉴뉴 粢 终 姤 引 冊

を

F 窕 夕 笳

定 冊 ビ 題行できる」 を「通行できる」 に改

め 同様式の裏を次のように改める

闽

î

辦

Щ

П

用紙を用いることができる。

備老

意 事 項

 $\widecheck{\mathbb{H}}$

- この標章は、表記の道路の区間を通行する間、車両の前面の見やすい箇所に掲示すること。ただし、二輪の車両にあつては、当該車両の運転者が携帯すること。
- この標章は、表記の使用目的のため表記の道路の区間を通行する場合に限り、有効であ 3。
- 表記の道路の区間を通行するときは、特に歩行者に注意して徐行すること。
- 現場において警察官等の指示があつた場合は、これに従うこと。
- この標章は、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は表記の使用目的以外に使用しないこと。
- この標章は、この標章の記載事項に変更があつたとき、有効期間を経過したとき又は指定道路を通行する必要がなくなつたときは、速やかに、この標章の交付を受けた警察署長へ返納すること。
- 1から5までの注意事項を守らないときは、標章の返納を命ずることがある。
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列5とする。2 用紙の地の色彩は白色とし、文字の色彩は黒色とする。ただし、特に必要のある場

合であつて、記載内容の視認性を損なわないときは、白色以外の地色又は地紋入りの

別記第一号様式の二及び別記第一号様式の三を次のように改める。

第 2080 号 第1号様式の2(第3条関係)

表

\$ 描 副 冊

発行日 徭

併

田

田 加

₩ 緋 F 深

謂

寅

 \blacksquare

Ш

雹

使用中

車両登録番号 運転者の連絡先又は用務先

살 塘 麗

佰

併 Ш 日まづ

田

山口県公安委員会

(裏)

幯 # 垣

 \mathbb{H}

- この標章は、 道路標識等により駐車が禁止されている道路の部分以外の場所では使用で
- できません。 この標章を使用する場合は、運転者の連絡先又は用務先を記載し、車両の前面の見やす この標章は、 表面記載の使用目的のため表面記載の車両を現に使用中の場合以外は使用
- い箇所に掲出してください。
- 現場において警察官等の指示があつた場合には、その指示に従つてください。
- 次に掲げる場合は、この標章を速やかに返納してください。 この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。
- $\widehat{2}$ 有効期限を経過したとき。
- 標章の再交付を受けた後、亡失した標章を発見したとき

3 使用する必要がなくなつたとき。

被交付者

用紙の大きさは、日本工業規格A列5とする。

新光

用紙を用いることができる。 合であつて、記載内容の視認性を損なわないときは、黄色以外の地色又は地紋入りの 用紙の地の色彩は黄色とし、文字の色彩は黒色とする。ただし、特に必要のある場

第1号様式の3(第3条関係)

(表)

発行日 徭

併

Ш

中中

緋 F 深 9 姤 卍 冊

謂 冊

使用中

この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両

運転者の連絡先又は用務先

佢 迩

进

鼠

併

回 日まで

山口県公安委員会

田

(裏)

幯 #

 $\widecheck{\mathbb{H}}$ 浜

- きません。 この標章は、道路標識等により駐車が禁止されている道路の部分以外の場所では使用で
- この標章は、被交付者本人が現に使用中の場合以外は使用できません。
- い箇所に掲出してください。 この標章を使用する場合は、運転者の連絡先又は用務先を記載し、車両の前面の見やす
- 現場において警察官等の指示があつた場合には、その指示に従つてください。
- この標章を不正に使用した場合には返納を命ぜられることがあります。
- 次に掲げる場合は、この標章を速やかに返納してください。
- 有効期限を経過したとき。
- 標章の再交付を受けた後、亡失した標章を発見したとき、
- 使用する必要がなくなつたとき、

3

被交付者

用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 5 とする

雅光

用紙を用いることができる。 合であつて、記載内容の視認性を損なわないときは、緑色以外の地色又は地紋入りの 用紙の地の色彩は緑色とし、文字の色彩は黒色とする。ただし、特に必要のある場

六

2080 묵 (施行期日)

かの
カ
井
で
」
に
改
め
る
。 別記第二号様式の注4中「第3条第1項第3号二又はホ」を「第3条第1項第3号又

(経過措置) この規則は、 平成二十一年八月十日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の山口県道路交通規則第三条第一項 禁止除外指定車標章又は駐車禁止除外指定車標章とみなす。 第二号ヌの規定による通行禁止除外指定車標章又は同項第三号ホからチまでの規定に よる駐車禁止除外指定車標章は、 改正後の山口県道路交通規則の相当規定による通行

山口県公安委員会規程第三号

次のように定める。 山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程の一部を改正する規程を

平成二十一年八月七日

 \Box 県 公 安 委 員

Щ 숲

員会規程第一号)の一部を次のように改正する。 条第1項第2号ル」に改め、 別表第一の七十九の表第三条第一項第二号ヌの項中「 ※ 3 ※※ 1 温※ 2 売又」を「 同表第三条第一項第三号チの項を次のように改める。

山口県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規程(平成元年山口県公安委

Щ

П

第3条第1項第3号又

総合的な障害の程度が重度身体障害者に準ずる者であることの認定

別表第一の七十九の表第三条第一項第四号八の項を削る。

 沿船 1 温船 2 叩Jレ」に改め、同表第三条第一項第三号チの項を次のように改める。 別表第二の三十四の表第三条第一項第二号ヌの項中「※3※※1温※2㎡×」を「

第3条第1項第3号又

総合的な障害の程度が重度身体障害者に準ずる者であることの認定

附 則

この規程は、 平成二十一年八月十日から施行する。

> 公 告

一般競争入札の実施

七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。 次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成

平成二十一年八月七日

山口県知事 = 井 関

成

入札に付する事項

次に掲げる物品の借入れ

(--)物品の名称及び数量

□○カード化運転免許証チェックコード生成装置

一式

 (\Box) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

平成二十二年一月一日から平成二十六年十二月三十一日までの間 使用期間

(四) 使用場所

山口県警察本部警務部情報管理課

= 入札参加資格

人札に参加できる者は、 次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

する者でないこと。 地方自治法施行令 (昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定

札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配 人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入

物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。 審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに 物品等の種類等に関する告示(平成二十一年山口県告示第五十七号)に基づく資格 契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する 十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示 (平成十九年山口県告示第三百五 務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並 県が発注する物品等の製造の請負、 物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業

四

第 2080 号

五

入札書の記載方法、

契約条項を示す場所 山口市滝町一番一号

入札説明書及び仕様書の交付 口県警察本部警務部情報管理課において交付する。

記載方法

る金額を入札書に記載すること。 額をもって落札価格とするので、 る額 (その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) を加算した金 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当す 入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当す

提出場所

山口県警察本部警務部情報管理課

(三) 受領期限

年九月十七日午前十時) 平成二十一年九月十六日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、 平成二十

入札を執行する場所及び日時

場 所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部入札室

日時

平成二十一年九月十七日午前十時

七 入札保証金

無効入札 免除する。

八

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

入札参加資格のない者がした入札

記名押印 (署名を慣習とする外国人にあっては、自署) のない入札

○及び□に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

落札者の決定方法

札者とする。 き定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落 山口県会計規則 (昭和三十九年山口県規則第五十四号) 第百五十四条の規定に基づ

十 その他

契約担当者

山口県知事 二井 関成

提出場所及び受領期限 山口県警察本部警務部会計課 (\overline{H}) (四) (Ξ) 契約保証金 免除する。

- (\Box) 日本語及び日本国通貨 契約手続において使用する言語及び通貨
- 契約書の作成の要否

をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請

一〇内線二四二一)に問い合わせること。 詳細については、山口県警察本部警務部情報管理課(電話〇八三-九三三-〇一

Summary

- (1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
- IC driver's licenses Nature and quantity of the products to be leased: A set for making check cords on

2

- Use term: From January 1, 2010 to December 31, 2014
- (4) Use place: Information Management Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters
- Management Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110) Section in charge of procurement and contact point for the notice: Information
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., September 16, 2009 (In case of bringing a tender: 10:00 A.M., September 17, 2009)

次に掲げる物品の借入れ 入札に付する事項

物品の名称及び数量

ICカー ド化運転免許証追記端末装置 式

物品の特質等

入札説明書及び仕様書による

 (Ξ) 使用期間

平成二十二年一月一日から平成二十六年十二月三十一日までの間

(四) 使用場所

Ξ

山口県総合交通センター ほか二十五箇所

一 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。 札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配〔〕 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

入札説明書及び仕様書の交付

四

山口県警察本部警務部情報管理課において交付する。

入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

五

一 記載方法

る金額を入札書に記載すること。額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当す

提出場所

山口県警察本部警務部情報管理課

三 受領期限

年九月十七日午前十一時)年九月十六日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十一年成二十一年九月十六日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十一

入札を執行する場所及び日時

一場

山口市滝町一番一号 山口県警察本部入札室

日時

平成二十一年九月十七日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 入札参加資格のない者がした入札
- ○及び□に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札記名押印 (署名を慣習とする外国人にあっては、自署) のない入札

落札者の決定方法

札者とする。 き定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落ら定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落る山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づ

その他

契約担当者

山口県知事 二井 関成

日本語及び日本国通貨契約手続において使用する言語及び通貨

三 契約書の作成の要否

要

免除する。 契約保証金

一〇内線二四二一)に問い合わせること。 詳細については、山口県警察本部警務部情報管理課(電話〇八三-九三三-〇一

Summary

(1) Division in charge of contract: Finance Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of recordable IC driver's license terminals

- Use term: From January 1, 2010 to December 31, 2014
- Use place: Yamaguchi Prefectural General Traffic Center and other 25 places
- Section in charge of procurement and contact point for the notice: Information

平平 _	平成21年8月7日	金曜日	山	П	県	報	(定期)	第 2080 号
平成二十一年八月七日発行平成二十一年八月七日印刷								Management Division, Police Administ Police Headquarters, 1-1 Takimachi, Ya (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., Sej der: 11:00 A.M., September 17, 2009)
発発 行行 人所								olice Administrati Takimachi, Yamag 5:15 P.M., Septer ber 17, 2009)
山口県知事山口県庁								Management Division, Police Administrations Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110) Time-limit for tender: 5:15 P.M., September 16, 2009 (In case of bringing a tender: 11:00 A.M., September 17, 2009)
_								